

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
第十項の規定により、湖山村瀬土地改良区から次のと
おり役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同
条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年七月二十日

場所	地目	面積
鳥取市富安二八二番地先	一八	水路敷 八一坪七勺
四番地ノ一地先		

◇告示
土地の公用廃止
土地改良区の役員の退任及び就任
米飯提供業者の登録
ひな白痴検査の実施
保健医療機関等の指定
保健医等の登録
計量器定期検査の実施
昭和三十七年度宅地建物取引員試験の合格者

告示

鳥取県告示第四百三号

次の土地は、昭和三十七年七月二十日から公用を廢止

した。

昭和三十七年七月二十日

理事	山根 儀平	鳥取市湖山町六四二
"	木下 万吉	"
"	星見 重藏	三、〇三八
"	尾崎 益治	"
"		六一

五一六

00835

(第3種郵便物)
(認可)

3 昭和37年7月20日 金曜日 鳥取県公報 第3344号

昭和37年7月20日 金曜日 鳥取県公報 第3344号 (第3種郵便物)
(認可) 2

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
四三七	三七、四、一七	山下 卵吉		倉吉市越中町二、一一一	住所に同じ
四三八	"	石本 勝昭		上井町三三一〇	"
四三九	"	山本 峯昭		明治町一、〇一三	"
四四〇	"	谷口 勝栄	觀光別館	鳥取市吉方七六	"
四四一	"	太田 実太郎	共済温泉寮	" 東町三丁目	"
四四二	"	勝原みつ子	自治会館食堂	" 一	"
四四三	"	兼沢 保夫	ことぶき	瓦町一二七	住所に同じ
四四四	"	岸本 八重子	まるみ食堂	吉方七九一ノ一〇	住所に同じ
四五五	"	西川 くに	新温泉旅館	東品治町	"
四四六	"	河野 二朗	オリエント	御弓町一六	"
四五七	"	石破 二朗	久松閣	東町	鳥取市東品治町一〇九ノ一
四五八	"	北村 そうつば	め	寺町二区一九	吉方四七七〇三
四五九	"	岸本 晃寛	とんとん食堂	瓦町一、五五一ノ一	"
四五〇	"	井上 信義	コツクドール	東品治町一八五の二	"
四五一	"	則保 美か子	姫百合	"	吉方七八八の三
四五二	"	山根 マサ子	山根旅館	"	"

就任した役員の氏名及び住所	岡住 益治	四八四	岡野 龜治	二、六九二
理事 木下 万吉	鳥取市湖山町一、五五三	四四三	田中 鉄治	一、三六四
星見 重蔵	"	三、〇三八	船越作十郎	二、八三一
川口 兼男	"	五一四	橋本 吉治	二、四五九
田中 正幸	"	六四四	村上長太郎	六一四
川口文三郎	"	四四三	上田寿太郎	二、六八六
船越作十郎	"	六二四	影井 秀雄	六二四
川崎 端啓	"	四五三	"	"
村上長太郎	"	四五四	"	"
上田寿太郎	"	四四三	"	"
影井 秀雄	"	六二四	"	"

鳥取県告示第四百五号
食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)
第三十五条の四の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石破 二朗

当選同四月十日就任 任期二年

昭和37年7月20日 金曜日 鳥取県公報 第3344号 (認) 4

四五三	原 サダ子・弥生旅館	川外大工町
四五四	小谷竹二郎 方来食堂	東品治町一一五六
四五五	兵頭 愛子 すし照	川端二丁目
四五六	楠田美智子 楠田旅館	吉岡温泉町四六六
四五七	飯田 富子 とみや旅館	川外大工町八二の一
四五八	高田 久子 本家 糀屋	吉岡温泉町七四五八
四五九	多田 磯嗣 松栄旅館	吉岡温泉町二九二
四五〇	吉本 謙二 中國電力健康保険組合 鳥取庄	敷戸原町一の五一
四五一	北川 正明 北川	吉岡温泉町七五六
四五二	熊田 国雄 永楽ホテル	吉方二五九ノ一
四五三	中島 忠義 一乃湯	八〇五
四五四	谷口 三郎 鳥取ホテル	三〇二
四五五	田中 弥生 湯乃弥	三区二七七
四五六	小椋 藤枝 新湯旅館	吉岡温泉一四二
四五七	森岡 きぬ 白金苑	瓦町一四八
四五八	神野 久雄 たから食堂	七九
四五九	沢 春蔵 沢タク食堂	東品治町五七ノ一
四六〇		鳥取市吉方町二八四ノ一
四六一		住所に同じ
四六二		
四六三		
四六四		
四六五		
四六六		
四六七		
四六八		
四六九		
四七〇	竹中 浪子 新江戸ッ子寿	川外大工町八九ノ四
四七一	米沢 秀次 富士屋食堂	川端二丁目四二
四七二	豆田 しげ しげの屋	吉岡温泉町二三四
四七三	長谷川保代 友	東品治町八一
四七四	米村 賢一 くも助	川端二丁目
四七五	井上 寛子 井上食堂	梶川町五七
四七六	高浜 米藏 すし半	川端四丁目
四七七	井上 一男 やぶきん食堂	二丁目一四
四七八	岸田 きみ子 末広 浜市	吉岡温泉町六五二
四七九	岡本寅二郎 日本食堂株式会社	吉方七九一ノ九
四八〇	村上 重夫 鳥取市役所職員	瓦町一二〇の四
四八一	森本 東三 組合食堂部	今町三丁目一二四
四八二	麻谷かよ子 新瀧	梶川町二〇
四八三	大湖初次郎 若松	川端二丁目
四八四	西尾 新一 ナショナル会館	東品治町二五
四八五	中塚とく子 まるとく食堂	今町一丁目一二七

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
万田医院	境港市相生町一四四	内科、小兒科、放射線科	福庭	三七、五、一	乙表
船木歯科医院	西伯郡名和町御来屋	歯 科	船木 国	"	"
松田医院	倉吉市宮川町一九〇	内科、小兒科	松田 俊逸	一、一四	乙表
宮田医院	米子市尾高町一〇五	耳鼻咽喉科、気管食道科	宮田 寿一	"	一〇
中島医院	" 道笑町二丁目九七	内科、小兒科	中島 重行	五、一	"
大山町国民健康保険所子診療所	西伯郡大山町所子五八九	内科、外科、小兒科	入江 正雄	四、一	"
小松内科	鳥取市今町一丁目七四三	内科、消化器科、循環器科	小松 邦晃	六、六	甲表
三代歯科医院	東伯郡北条町弓原四〇六	歯 科	三代 一雄	"	"
由島歯科医院	米子市立町四丁目二〇五	"	由島 万吉	三、一	"
秋山薬品株式会社鳥取市吉方一五八の二	" 道笑町二丁目	"	秋山富三郎	"	"
小谷大二局	"	"	小谷 大二	一、二四	"

鳥取県告示第四百七号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十七年七月二十日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

四八七	"	上田 経雄	まるきん食堂	"	東品治町六
四八八	"	田中 勝平	やよい食堂	"	片原町四丁目
四八九	"	石本 雅人	かつゑ食堂	"	吉成下坪二四九
四九〇	"	米沢 悅子	"	"	"
四九一	"	大橋 二郎	"	"	"
四九二	"	塙 とも	"	"	"
四九三	"	千 成 旅 館	"	"	"
四九四	"	大橋 二郎	"	"	"
四九五	"	門脇 篤成	千 成 旅 館	"	倉吉市瀬崎町二、七二六
四九六	"	"	"	"	氣高郡青谷町四、〇二六
四九七	"	山根おすみ	千 鳥 旅 館	"	氣高郡青谷町四、〇三九
四九八	"	"	"	"	東伯郡北条町江北一、九九六
四九九	"	"	"	"	倉吉市明治町一、〇三七
五〇〇	"	"	"	"	住所に同じ

鳥取県告示第四百六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表	実施月日	実施区域	実施場所
七月三十日	日野郡溝口町大坂	中村養鷄場	

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 鶏。種鶏及び種鶏と同一構内で飼育する鶏。
 四 実施の期日 別表のとおり
 五 注射、検査及び駆除の方法
 ひな白痢急速診断法

9 昭和37年7月20日 金曜日 鳥取県公報 第3344号 (第3種郵便物) (認)

検査日時	検査場所	検査区域
八月二十七日 午前九時三十分から午後三時まで	日野郡日南町	日南町公民館多里支館
二十八日 "	"	山上農業協同組合
二十九日 午前九時三十分から正午まで	"	日南町公民館あびれ支館
三十日 午後二時から午後四時まで	"	大宮 "
三十一日 "	石見 "	"
九月 一日 午前九時三十分から正午まで	福栄 "	"
三日 午前九時三十分から午後三時まで	日南町役場	日南町役場
四日 "	黒坂小学校	黒坂小学校
五日 "	江府町	江府町
六日 "	"	"
八日 午前九時三十分から正午まで	溝口町 溝口小学校	溝口小学校

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行う法期検査については、実施の場をその所在場所とし、実施期間を昭和三十七年八月二十七日から九月二十六日までとする。

昭和37年7月20日 金曜日 鳥取県公報 第3344号 (第3種郵便物) (認) 8

鳥取県告示第四百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十七年七月二十日

氏名	住 所	登録の記号番号	登録年月日
安西 学	鳥取市東品治町二二	鳥齒第二二五号	昭和三十七年六月二十日

鳥取県告示第四百九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定により、日野郡の計量器定期検査を次のように実施するので、同法第一百四十五条の規定により告示する。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石破二朗

谷岡薬局 東薬局	東品治町一四の一	東品治町一四の二	東品治町一四の三	東品治町一四の四
米子市彦名町四、二三二	"	"	"	"
東鞠子	二、四	二、四	二、四	二、四

公 告

昭和三十七年度宅地建物取引員試験の合格者は、次のとおりである。

昭和三十七年七月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

住 所 氏 名

兵庫県美方郡温泉町千原二五八

河村 正男

中本 建治

政田 益藏

吉田 国雄

大村 林二

中田 吉人

稻村 福恵

田中 宣二

東口 哲男

山本 達雄

発行者

鳥取県鳥取市東品治町一
横枕四二七

近藤謙之助

鳥取市東品治町一一六
岩美郡岩美町大字陸上一〇三一
氣高郡氣高町大字山宮一七四

鳥取市鍛治町三五
鳥取市魚町尻六

西町二丁目二一〇三
田島五五

西町二丁目二一一
東町二丁目三一六

西町二丁目二一
東町二丁目三一六

前田よし子
太田 太郎

前田 信一
中川 信一

西垣 史郎
稻田 晴

吉田 喜正
岩美郡國府町大字奥谷二〇七の一六

内田 貞義
宮崎喜久夫

鳥取市吉方一丁目五七五
倉吉市越中町二一五〇

大岩 常蔵
鳥取市東品治町一一六
岩美郡岩美町大字大鳥居二九〇

鳥取市薬師町二〇
岩美郡岩美町大字蒲生

本町四丁目一四
東伯郡関金町大字大鳥居二九〇

西町二丁目二一六の六
氣高郡氣高町大字勝見六七六

西町二丁目二一六
氣高郡氣高町大字勝見六七六

西町二丁目二一六
氣高郡氣高町大字勝見六七六

西町二丁目二一六
氣高郡氣高町大字勝見六七六

元鑄物師町九八
元鑄物師町九八

西町二丁目二一六
氣高郡氣高町大字勝見六七六

中谷 周蔵

近藤謙之助

岡野 正三

前田 茂

細田 繁正

稻田 晴

中川 信一

太田 太郎

前田よし子

西垣 史郎

吉田 喜正

内田 貞義

宮崎喜久夫

大岩 常蔵

鳥取市東品治町一一六
岩美郡岩美町大字大鳥居二九〇

鳥取市薬師町二〇
岩美郡岩美町大字蒲生

本町四丁目一四
東伯郡関金町大字大鳥居二九〇

西町二丁目二一六
氣高郡氣高町大字勝見六七六

昭和四年四月九日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者

鳥取県鳥取市東品治町一一六
横枕四二七

県

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

部

月額 二五〇円(配達料共)

定価

一所